特集

働き方の多様化と評価と労働組合

いまの こういちろう
今野 浩一郎

●学習院大学名誉教授、学習院さくらアカデミー長

はじめに ~検討すべき3つの点~

ここにきてわが国政府は働き方改革を重要な政策課題とし、企業に「多様な働き方」の実現に取り組むことを求めている。しかし、こうした政府の動きを待つまでもなく、雇用の現場では「多様な働き方」は確実に進みつつあり、それに対応する人事管理の構築は企業にとって重要な経営課題になっている。企業にとって「多様な働き方」への対応は政府に言われるからではなく、経営力を高めるために取り組むべき課題である。

それでは企業は「多様な働き方」に合わせて、これまでの人事管理をどう再編すべきなのか、また、そのなかで労働組合はどのような役割を果たす必要があるのか。この点に焦点を当てて検討することが本論のテーマであり、そのためには以下の3つの点を検討する必要がある。

第一は、「多様な働き方」とは何を意味するのかである。何をいまさらと感じられる読者は多いと思うが、意外に曖昧なことが多いのである。たとえば短時間で働くことが「多様な働き方」の一形態であるとすると、これまでもパートのように

短時間で働く選択肢は労働者に広く開かれていた。 それにもかかわらず、なぜここにきて「多様な働き方」を強調するのか。さらには、そこで問題に したい「多様な働き方」とは何なのかについて改めて考えてみる必要がある。

第二は、「多様な働き方」に対応した評価とは 何なのかである。評価とは「社員のいまの状態 (能力、働きぶり)を評価し、その結果を賃金、能 力開発等の人事管理に反映させるための管理活動」 であり、この評価の基本機能は社員がどのような 働き方をとろうと変わらないはずである。そうな ると「多様な働き方ならではの評価」は存在する のかが問題になるし、それがあるとすれば、「多 様な働き方」は評価の何について何を求め、その 理由は何なのかを理解しておく必要がある。

第三に検討すべきことは、「多様な働き方ならではの評価」が存在するとした場合、労働組合はその設計と運用にどのような役割を果たすべきなのかである。ここでも、評価における労働組合の役割を一般的に検討しても意味がない。「多様な働き方ならではの評価」では、労働組合はどのような点でこれまでと異なる役割を果たすべきなのかを考えることが必要になる。以下では、以上の3つの点について順次検討していきたい。

2.「多様な働き方」とは何か

「多様な働き方」とは、一般的には、社員が生 活上の事情に合わせて短時間で働く、在宅勤務で 働く、転勤なく働く等の働き方をとることと考え られている。しかし、それらはあくまでも例示で あり、何をもって「多様な働き方」とするのかを 明確に示したことにはならない。

この点を検討するには、まず「働き方」とは何 かを決めておく必要がある。これまでの「多様な 働き方」の議論を踏まえると、そこで想定されて いる「働き方」は、「どこで(働く場所)」「どの ような時間で(働く時間)」「どのような仕事(仕 事内容)」に従事するのか、という3つの要素で 捉えられている。

さらに「多様な」では、働く場所、働く時間、 仕事内容のいずれかあるいは全てについて、これ まで主流であった「働き方」(以下では「伝統型 働き方」と呼ぶ)とは異なる「働き方」がとられ ている状況が想定されている。また後述するよう に、この「伝統型働き方」と異なる働き方には多 様な形態があるので、それを示すために「多様な」 の表現が用いられている。

そうなると、「伝統型働き方」とは何か、それ と異なる働き方とは何かを明らかにしておく必要 があり、それをまとめたのが図表である。これを みると、「伝統型働き方」とは、働く場所が「会 社・職場で」、働く時間は「所定労働時間はフル タイム」であることに加えて、働き方を規定する 3要素(働く場所、働く時間、仕事の内容)が業 務ニーズに合わせて柔軟に変更される働き方であ る。それに対して「多様な働き方」は、働く場所 は在宅勤務等のように「会社・職場以外のどこで も」、働く時間は短時間・短日勤務等のように 「所定労働時間は多様」であるとともに、働き方 を規定する3要素の変更が難しく限定的であると いう点に特徴がある。しかも、たとえば働く場所 を限定するにしても限定する場所の範囲は多様で あり、所定労働時間をフルタイムより短い時間で 設定するにしても「いつ、何時間働くのか」は多 様であることから、3つの要素の限定を組み合せ ると働き方はきわめて多様になる。

図表 伝統的働き方と多様な働き方の比較

	働き方を決める3要素		
	働く場所	働く時間	仕事の内容
伝統型働き方	○会社・職場で ○働く場所の柔軟な 変更	○所定労働時間はフルタイム○所定労働時間を超えた柔軟な変更	○柔軟な変更
多様な働き方	○会社・職場以外 のどこでも ○働く場所の変更は 限定的	○所定労働時間は多様○所定労働時間を超えた変更は限定的	○変更は限定的

さらにもう一つ重要なことがある。働く場所、働く時間あるいは仕事内容の変更が限定的な働き方は、パート等でみられる普通にある働き方であるので、ここにきて「多様な働き方」が問題になるのは、「伝統型働き方」をとってきた正社員のなかに「多様な働き方」をとる者、あるいは取らざるを得ない者が多くなってきたからである。つまり、いま問題になっているのは、「多様な働き方」が新たに登場したからではなく、「多様な働き方」の選択肢がなかった「伝統型働き方」をとる正社員に「多様な働き方」が登場したからである。

3.「多様な働き方ならではの評価」とは何か

(1) 「多様な働き方と評価」が意味すること

「社員のいまの状態(能力、働きぶり)を評価し、その結果を賃金、能力開発等の人事管理に反映させるための管理活動」という前述の定義を踏まえると、評価は「何を評価するのか(評価の基準)」(能力か労働意欲か等)、「いかに評価するのか(評価方法)」(評価者、評価時点、評価手点、評価手法等)、「何のために評価するのか(評価結果の活用)」(評価結果の賃金、配置、能力開発等への反映)の3つの分野から構成される。そうなると「多様な働き方」と評価の関係を検討するということは、この3分野について、「多様な働き方」は「伝統型働き方」と異なる評価を行う必要があるのか、必要があるとすれば、どのような評価を行う必要があるのかを検討することになる。

まず「評価結果の活用」については、働き方の 違いによって異なる扱いをすることにはならない。 確かに、たとえば企業の期待することが異なるた めに、正社員では評価結果が賞与や能力開発に反 映されるが、非正社員では反映されないというこ とはありえよう。しかし、ここで想定しているのは、企業の期待することが同じ社員グループである正社員における働き方の違いであるので、「伝統型働き方」と「多様な働き方」の間で「評価の反映」が異なるとは考えにくい。そのため問題になりそうなのは「評価の基準」と「評価方法」であるが、ここでは「評価の基準」について考えてみたい。

(2) 「多様な働き方ならではの評価」はあるのか

「評価の基準」は能力、労働意欲、コンピテンシー、仕事の重要度、成果の要素から構成されるという評価の基礎理論を踏まえると、問題になることは、①能力と成果で評価する等、どの要素を組み合わせて評価するのか、②成果に比べて能力を重視する等、どの要素を重視して評価するのかについて、「伝統型働き方」と「多様な働き方」の間に違いがあるかである。その違いは企業が社員に何を期待するかによって決まり、たとえば、「伝統型働き方」社員には将来経営幹部に育つことを、「多様な働き方」社員にはエキスパートとして今の仕事で成果をあげることを期待するのであれば、前者には能力を、後者には仕事の重要度と成果を重視する「評価の基準」をとることになろう。

このようにみてくると、「伝統型働き方」をとるか「多様な働き方」をとるかによって評価が異なることにはならず、企業が長期的な視点にたって両者に同じことを期待するのか、異なることを期待するのか、つまり両者を異なる社員タイプとするのか同じ社員タイプとするのかの人事戦略によって「評価の基準」のあり方は規定される。

これまでの伝統型人事管理は、「伝統型働き方」 社員は基幹的な業務につき将来経営幹部に育つこ とを期待する基幹社員、「多様な働き方」社員は 定型的、補助的業務を担う周辺的社員に区分する 人事戦略をとってきたので、それに合わせて両者 に異なる「評価の基準」を適用してきた。しかし、 ここでは同じ社員タイプ(つまり正社員)での 「伝統型働き方」と「多様な働き方」を想定して いるので、両者間で「評価の基準」が異なるとは 考えにくい。

ただし、ここで気になることがある。それは伝 統型人事管理では、基幹社員は「伝統型働き方」 を前提に、年齢・勤続年数を能力評価の代理指標 として用いる「みなし評価」が広く行われてきた ので、「多様な働き方」をとる基幹社員が多くな ったときに、この「みなし評価」が問題にならな いかである。

「みなし評価」は、全員が「伝統型働き方」を とっているので、同じ勤続年数であれば、同程度 の仕事の経験と能力開発の機会を積んでいること を前提にしている。しかし「多様な働き方」にな ると、人によって働く時間、場所、職務が多様に なるので、同じ勤続年数であっても、仕事の経験 と能力開発の機会は異なることになる。つまり、 「多様な働き方」を前提にすると「みなし評価」 は機能不全に陥り、能力、労働意欲、コンピテン シー、仕事の重要度、成果といった要素を「直接 評価」することが求められるようになる。これが 「働き方と評価」に関わる大きな変更点であり、 企業はこの方向にむけて評価を再編する方向に動 いている。

4. これからの労働組合の役割

そうなると評価に関与するにあたり、労働組合 はこれまでにない視点をもつことが求められる。 労働組合はこれまで、企業の「みなし評価」を支 える役割を果たしてきた。「組合員の生活の維

持・向上」は労働組合の基本機能であり、労働組 合はそれを実現するために生計費を重視する処遇 政策をとってきた。さらに主力となる組合員が 「伝統型働き方」をとる、類似した生活パターン と職業的キャリアをもつ正社員であるので、その 処遇政策は年齢・勤続年数の年功的要素を重視す る政策である。

しかし前述したように、企業は「多様な働き方」 が広がることに合わせて「みなし評価」から「直 接評価」に転換しようとしている。また労働組合 にしても、「多様な働き方」をとる組合員が多く なれば、類似した生活パターンと職業的キャリア という条件が崩れるので、「組合員の生活の維 持・向上」のための処遇政策を年齢・勤続年数の 視点から語ることが難しくなり、組合員の労働が 適正に評価されているかをみなしではなく、直接 チェックすることが求められるようになろう。

これに対して労働組合は何をすべきであるのか。 まずは、組合員間の評価・処遇の公正さを年齢・ 勤続年数ではなく、能力、仕事の重要度等の観点 からみるという考え方の転換が必要であり、それ は生計費の観点から評価・処遇をみる立場からの 転換でもある。そのうえで、評価要素である能力、 労働意欲、コンピテンシー、仕事の重要度、成果 をみる力を高めることが基本的な対応の方向にな ろう。具体的には、組合ならではの能力、仕事の 重要度、成果等を「みる仕組み」を構築する、企 業の「直接評価」をチェックする労使関係制度を 構築する等が考えられるが、この段階で、実現性 のある対応策を提示することは難しい。

これまで説明してきたように、いま進みつつあ る働き方の多様化は評価の「みなし評価」から 「直接評価」への転換を促進するので、労働組合 はそれを前提に評価にいかに関与するかを改めて 考えてみる必要があろう。